



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021年10月号(J266)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 コロナ流行の2020年における台湾特許出願の技術分野分析
- 02 「税関の商標権益保護措置実施弁法」改正で、商標権侵害認定サイトも同時に稼働
- 03 「誤認混同のおそれに関する審査基準」が2021年10月27日に発効
- 04 台米間で半導体研究開発連盟に関する提携覚書を締結、AIチップ産業の提携を強化

台湾ハイテク産業情報

- 01 友達(AUO)が微星科技(MSI)と提携、ハイクラス AmLED パネル搭載のノートパソコンを発売

台湾知的財産権関連判決例

- 01 営業秘密関連
GOGORO が元管理職二名による悪意ある引き抜き及び競業避止義務違反を訴えたが、賠償不要の判決

今月のトピックス

J210907Y1

01 コロナ流行の2020年における台湾特許出願の技術分野分析

2020年知的財産局が受理した特許出願件数は43,921件に上り、そのうち内国出願人（居住者）の出願は横ばいだったが、外国出願人（非居住者）の出願が6.0%減少したため、全体で3.4%減となった。（外国出願人を国籍別にみると、）韓国が5.5%成長したのを除き、日本、米国、中国、ドイツはそれぞれ2~8%減少している。技術分野別にみると、「半導体」、「コンピュータ技術」がトップ2を占めたが、「デジタル通信」とともにいずれも大幅に減少して、2020年出願件数全体が減少する主因となった。一方、「医療技術」、「バイオテクノロジー」の分野では二桁成長をみせた。

一、特許出願件数が最多の分野は「半導体」、2位は「コンピュータ技術」、成長最速は「医療技術」と「バイオテクノロジー」

台湾の特許出願を技術分野別にみると、件数ベースでは半導体（4,775件）が首位を占め、コンピュータ技術（3,999件）がそれに次いでいる。成長率ベースでは、医療技術（1,496件）が前年比15.3%増で最も高く、バイオテクノロジー（1,020件）が11.3%増で2位を占めている。また、半導体、コンピュータ技術、デジタル通信（1,388件）についてはそれぞれ13.3%減（-735件）、6.8%減（-291件）、21.1%減（-372件）で、合計1,398件の減少となり、2020年の減少件数全体（-1,536件）の9割を占めた。

内国出願人について、技術分野トップ2は件数ベースでコンピュータ技術（2,329件）、半導体（1,952件）、外国出願人については半導体（2,823件）、コンピュータ技術（1,670件）だった。成長率ベースでみると、内国出願人は医療技術（955件）が28.7%増と最も目覚ましい成長を遂げた。他の特殊機械（495件）は16.5%増、操作（433件）は12.2%増、医薬品（327件）も6.5%増であったが、コンピュータ技術、半導体、デジタル通信（509件）は3~12%減となった。外国出願人については、バイオテクノロジー（840件）が18.1%増で成長率が最高となったが、医薬品（864件）は9.2%減、コンピュータ技術、半導体、デジタル（879件）は10~26%減少している。

二、TSMCは「半導体」分野のトップ、「コンピュータ技術」と「デジタル通信」分野のトップはそれぞれRealtekとQualcomm

2020年コンピュータ技術、半導体、デジタル通信の分野における出願件数最多の出願人はそれぞれ瑞昱半導体/Realtek（118件）、台湾積体電路/TSMC（788件）、米Qualcomm（395件）であった。

さらに観察すると、中国、米国、韓国はいずれもコンピュータ技術分野に力を入れており、中国は成長率が27.7%で最も高く、出願件数をみても、初めて米国を上回った。半導体分野では、外国出願人の中で出願件数が最も多いのは日本であった。デジタル通信分野では、米国が他の外国出願人をリードして、前年比で12.6%増加している。

三、 TCI が「医薬品」分野のトップ、「医療技術」と「バイオテクノロジー」はそれぞれ大王製紙と Genentech がリード

2020 年医療技術、バイオテクノロジー、医薬品の分野における出願件数最多の出願人はそれぞれ大王製紙（34 件）、米 Genentech（17 件）、大江生醫/TCI（40 件）であった。

医療技術分野では、外国出願人の中で出願件数が最も多いのは日本で、12.9%増であった。バイオテクノロジー分野では、米国がリードしており、米国、日本、中国はいずれも同分野に力を入れており、成長率は 10~26%であった。医薬品分野については、米国が最も多いものの、米国と日本はそれぞれ 18%減、13%減であった。一方、中国は 20%増加した。

四、 外国出願人の出願減少で、2020 年台湾の特許出願件数は過去 3 年連続成長からマイナス成長に

2019 年末に中国で COVID-19 感染が始まり、急速に世界中に感染が拡大し、WHO は 2020 年 3 月にパンデミックを宣言した。2020 年台湾が受理した月間特許出願件数は 3 月を除いていずれも減少している。外国出願人の出願件数は 4 月から減少し続け、内国出願人も 4 月から成長が減速し、6 月以降は-2%~3%を推移した。2020 年全体の出願件数は 43,921 件となり、前年比で 3.4%減（-1,536 件）となった。その内訳は内国出願人が 18,244 件（0.5%増）、外国出願人が 25,677 件（6.0%減）であった。

五、 主要出願国（地区）では韓国のみ成長し、日本、米国、中国、ドイツはいずれも減少

2020 年外国出願人の出願件数をみると、日本（11,356 件）が最も多く、それに米国（5,521 件）、中国（2,608 件）、韓国（1,667 件）ドイツ（875 件）が続いた。出願の推移はそれぞれ異なり、月間出願件数の成長率をみると、韓国は 4 月に 9%減少したものの、その後徐々に回復して、2020 年全体の成長率は 5.5%増となった。米国とドイツの推移は韓国に似ているものの、増加に転じたのが 8 月と遅かったため、2020 年全体では 2.4%減、6.2%減にとどまった。一方、中国は第 2 四半期に上昇したものの第 3 四半期にマイナス成長となり、2020 年全体で 3.4%減となった。日本は 3 月以降マイナス成長が続く、2020 年全体で 8.1%減少した。（2021 年 9 月）

J210915Y2

J210915Y6

02 「税関の商標権益保護措置実施弁法」改正で、商標権侵害認定サイトも同時に稼働

財政部関務署 (Customs Administration) は 2021 年 9 月 15 日に「税関の商標権益保護措置実施弁法 (Regulations Governing Customs Measures in Protecting the Rights and Interests of Trademark)」第 7 条及び第 9 条の改正を公布した。改正の主な内容には、商標権者による侵害認定手続きを税関に直接赴いて行うだけでなく、税関認可サイトでも行えるよう緩和することが含まれる。

関務署によると、利用者にとっての利便性を拡大するため、商標権者には税関認可サイトで写真を取得し侵害の有無を認定すること、鑑定報告の提出期限を延長すること、鑑定報告をアップロードすることを認め、輸出入者にも税関認可サイトで写真を取得すること、権利非侵害証明書類の提出期限を延長すること、該証明書類をアップロードすること等を認めることにより、商標権者と輸出入者が経費、時間及び人力を削減できるとともに、税関の行政効率も高められることができるという。さらに税関認可サイトは法規改正と同時に稼働を始めている。(2021 年 9 月)

J211027Y2

J210909Y2

03 「誤認混同のおそれに関する審査基準」が 2021 年 10 月 27 日に発効

知的財産局は 2021 年 10 月 27 日に「誤認混同のおそれ」審査基準を改訂するとともに、名称を「誤認混同のおそれに関する審査基準」に変更し、同日発効すると公告した。

審査の品質と一貫性を高め、商標の誤認混同のおそれの判断基準をより明確なものとして遵守できるように、「誤認混同のおそれ」審査基準を改訂する。主な変更点は以下のとおり。

- 一、商標の類似について：商標の構成要素に関する識別性の強弱と全体観察を追加する。また分解できる文字商標の全体対比の態様、特定の対応する単語及び表音文字を有する中国語と外国語との類似等の判断原則を追加するとともに、関連する事案を例示して類型別に説明する。
- 二、商品/役務の類似について：「販売ルート又は場所」を商品/役務の類似を考慮する要素の一つとして追加する。また商品/役務の相互補完機能、結合又は組合せの使用関係について説明するとともに、商品とそのパーツ・モジュール、原料又は半製品との間の類似関係について補充説明を行い、各要素の内容及び適用基準を例示する。
- 三、その他の誤認混同を判断する各要素、例えば、商標識別性の強弱、先権利者の多角化経営の状況、実際の誤認混同の事情、関連の消費者の各商標に対する熟知度、係争商標の出願人の善意の有無、その他の要素、並びに商標法第 30 条第 1 項第 10 号の但書にある「明らかに不当である」の認定原則について、若干の文言の修正や関連する段落のレイアウトを微調整する。(2021 年 9 月)

J210914Y5

04 台米間で半導体研究開発連盟に関する提携覚書を締結、AI チップ産業の提携を強化

台湾 AI チップ連盟 (AI on Chip Taiwan Alliance、以下「AITA」) とカリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) の CHIPS (Center for Heterogeneous Integration and Performance Scaling、以下「UCLA CHIPS」) とが提携し、2021 年 9 月 14 日に「異種統合先進封入に関する提携覚書 (the Memorandum of Understanding on Cooperation in Heterogeneous Integration Advanced Packaging)」を締結した。これにより台湾の AIoT (モノの AI 化) という強みに米国のハイパフォーマンスコンピューティングの開発経験を組み合わせ、台米間での未来を見据えた半導体技術研究開発と相互補完を共同で強化し、双方のサプライチェーンに関する協力をさらに深めて、AI チップの新たなビジネスチャンスを掌握することを目指している。

台米間での産業技術連盟の提携をさらに深め、国内産業が高い競争力を有する AI チップを開発するのに協力するため、經濟部の技術処 (Department of Industrial Technology (DoIT)) は工業技術研究院 (ITRI)、AITA と UCLA CHIPS との提携を後押ししており、これにより設計、製造、封入の領域で世界におけるシステム規格の動向を迅速に把握し、さらに台湾の先進的な半導体製造力と組み合わせ、ハイパフォーマンスコンピューティングの AI チップを開発し、さらには双方が補完し合うことで、次世代の革新的 AI 技術と新たなサービスを創出し、より信頼できる提携パートナーシップを築くことが期待される。

今回の UCLA CHIPS との提携には大きなメリットが二つある。一つ目は UCLA CHIPS のプラットフォームを通じて、海外に台湾 AI on Chip のチップ間伝送技術 (D2D/Die to Die technology) を宣伝できることである。UCLA CHIPS を通じて台湾版チップ間高速伝送共通インターフェースを海外に広めてもらうことができる。二つ目は UCLA CHIPS が最新の技術情報を所有していることである。提携を通じて海外の先進システムに対する需要を国内の半導体エコシステムにつなげ、同時に AITA と国内半導体産業の川上・川下メーカーの力を統合して、産業界が世界とリンクするのにより一層協力することができる。(2021 年 9 月)

台湾ハイテク産業情報

J210916Y5

01 友達 (AUO) が微星科技 (MSI) と提携、ハイクラス AmLED パネル搭載のノートパソコンを発売

AUO はミニ LED 技術の開発に投資しており、9 月 15 日にノートブックパソコンブランドの微星科技 (MSI) と協力し、次世代の AmLED (Adaptive mini LED) の将来を見据えたディスプレイ技術を、MSI と国際的に有名なデザイナー藤原浩が作った Creator Z16 限定版の共同ブランド特別版クリエイターノートパソコンに導入すると発表した。このノートパソコンの画面は 16:10 の黄金比を採用し、AUO の AmLED 独自の動的制御技術を使用して、QHD + 超高解

像度、超高輝度、広色域などの高水準の画質パフォーマンスを実現した。

AUO のディスプレイ戦略ビジネス担当シニアバイスプレジデントである陳建斌氏は、AUO と MSI は長期的なパートナーであり、今回は革新的なテクノロジーを通じて、プロのクリエイターにより良い視覚体験をもたらすだけでなく、低ブルーライトの健康的なアイケアテクノロジーも備えており、製品提携のマイルストーンであると述べた。(2021 年 9 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 営業秘密関連

■ 判決分類：営業秘密

I GOGORO が元管理職二名による悪意ある引き抜き及び競業避止義務違反を訴えたが、賠償不要の判決

■ ハイライト

GOGORO 電動バイクを研究開発製造する「睿能創意股份有限公司（以下、睿能という）」が、モーター研究開発部の元管理職「林松慶」及び人事部門の元管理職「涂志傑」が共同で「湛積股份有限公司（以下、湛積という）」を設立するにあたり悪意をもって社員を引き抜き、競業避止義務条項に違反したとして、両名に対し連帯で 800 万台湾ドル賠償するよう求めた。しかし、台北地方裁判所（以下、北裁という）は睿能が提出した社員の退職願に基づき、転職した社員の退職理由には家庭、健康及び個人のライフプラン等の都合があるものの、一切引き抜かれたことには触れておらず、さらには退職者の証言によれば、睿能の就業環境が個人の思っていたものに及ばなかったもので、退職を考えるに至ったとのことであった。このため、悪意による引き抜きの事実証拠は不十分であると認定した。林の雇用契約は睿能が一方的に定めたものであり、雇用契約の解約後 24 ヶ月以内において、林は直接または間接的に睿能又はその関係企業と競争する業務に従事してはならないと規定していた。しかし、契約には補償措置が一切なく、明らかに公平性を欠くものであった。確かに睿能はその後林と補償金について約定したと主張し、新北地方裁判所（以下、新北裁という）に 285 万台湾ドル余りを供託したが、新北裁は双方の会話記録に基づき、明らかにコンセンサスを得ていないのでこの補償は未成立であり、当該競業避止義務条項も無効であると認定した。この為新北裁は両名の賠償を免ずる判決を下したが、睿能が控訴した。

また、睿能から別途新北地検署に林による刑事営業秘密法違反等嫌疑の告発があったので、捜索と事情聴取を経て、林の 20 万台湾ドルでの保釈、湛積の石及び戎のエンジニア二名についての勾留を申し立てた。しかしその後、新北裁はこれを不許可とし、石について 20 万台湾ドルで保釈、戎について 40 万台湾ドルで保釈と決定した。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】109年勞訴字第85号

【裁判期日】2021年01月07日

【裁判事由】競業避止義務等の請求履行

原告 睿能創意股份有限公司

法定代理人 陸學森

被告 林松慶

涂志傑

上記当事者間における競業避止義務等の請求履行事件について、本裁判所は2020年12月7日に口頭弁論を終結し、以下のように判決する。

主文

原告の訴え及び仮執行の申立てをいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

卷 両方当事者の請求内容と声明

一、原告の主張：

- (一) 被告林松慶は2013年5月24日より原告の動力システム設計研究開発部門に任職し、動力システム副理、動力システム資深經理(部長に相当)、動力システム協理(重役に相当)等の職務についていたが、2019年6月1日の退職発効日前は当該部門の最高責任者即ちシニアディレクター(Senior Director)であった。その主な業務内容は、電動バイクモーターの設計、研究開発及び製造の統括管理であった。また、被告涂志傑も元は原告社員であり、原告の人材資源部門の最高責任者を務め、その後人材資源部門においては人材募集業務(Function)の最高責任者(職名はDirector)であった。その職務は原告社員の給与、給与明細、社員氏名及び連絡先等の重要機密情報を十分掌握できるものであった。原告と被告林松慶は2013年4月12日に雇用契約を結び、その内第9.1(a)、(c)条項、及び2015年6月15日に被告涂志傑と結んだ雇用契約中の第7.1(a)、(c)条項には、いずれも競業避止及び引き抜き禁止等の条項があった。
- (二) 被告林松慶は退職前の2019年5月末、当月給与を未受領のまま給与振込口座を解約したので、原告は5月分の給与と競業避止補償金を被告に支払うことができなかったが、原告は同年6月28日に新北地方裁判所に競業避止補償金2,850,205元を供託した。しかし被告が退職後に原告と競争関係にある湛積公司に入社したので、雇用契約第9.1(a)条に基づき被告に2021年6月1日まで、直接又は間接的に湛積公司又はその他原告と競争関係にある事業体に就職して電動バイクモーター設計、研究開発又は製造関連の業務に従事してはならないと求め、また、他の形式でも電動バイクモーター設計、研究開発又は製造に関する役務やサポートを上述事業体に提供してはならないと求める。

- (三) 被告 2 名の不正な原告社員の引き抜きについて、林松慶雇用契約第 9.1(c)条項、涂志傑雇用契約第 7.1(c)条に基づき、被告林松慶に対して 2021 年 6 月 1 日まで、及び被告涂志傑に対して 2021 年 10 月 1 日まで、原告の社員に退職やその職務に違背する誘導や勧誘をしてはならないと求める。
- (四) 被告林松慶には前述の競業避止及び引き抜き避止条項違反の行為があり、原告に損害を与えたので、原告は林松慶との雇用契約第 10 条約定及び民法第 184 条第 1 項前段、後段規定に基づき被告に 2,000,000 元の損害賠償を請求することができる。原告はまた、民法第 179 条規定により、比率に基づいて補償金 2,000,000 元の返還を請求することができる。
- (五) 被告林松慶と被告涂志傑は悪意をもって共同で原告社員を引き抜き、少なくとも原告のプロジェクト及び製造においてマンパワーの不足による遅延を生じさせ、新入社員を新規に訓練するコストと費用等の損害をもたらしたので、原告は林松慶雇用契約第 10 条、涂志傑雇用契約第 8 条、民法第 184 条第 1 項前段、後段、第 185 条規定に基づき損害賠償（弁護士費用を含む）を請求することができる。また、被告涂志傑は 2019 年 6 月 10 日に原告に休職を届出て、休職期間は 2019 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までであったが、その後 2019 年 9 月 3 日に原告に退職願を提出した。しかし、被告涂志傑は休職期間に、湛積公司以 2019 年 7 月 25 日の設立前、即ち被告林松慶と共同で積極的に湛積会社の設立、創立をサポートし、湛積会社の共同創立者となった。退職後に、湛積会社の運営長になったので、明らかに涂志傑雇用契約第 7.1(a)条の在職期間における競業避止行為の義務に違反したので、第 8 条約定に基づき賠償責任を負わなければならない。よって、被告 2 名に連帯で 8,000,000 元支払うよう請求する。
- (六) 請求声明
1. 被告林松慶は 2021 年 6 月 1 日まで、直接又は間接的に湛積公司又はその他原告と競争関係にある事業体に就職して電動バイクモーター設計、研究開発又は製造関連の業務に従事してはならず、また、その他の形式でも電動バイクモーター設計、研究開発又は製造に関する役務やサポートを上述事業体に提供してはならない。
 2. 被告林松慶は 2021 年 6 月 1 日まで、被告涂志傑は 2021 年 10 月 1 日まで、原告の社員に退職やその職務に違背する誘導や勧誘をしてはならない。
 3. 被告林松慶は原告に 2,000,000 元、及び起訴状副本送達の日から弁済日まで、年利 5%で計算した利息を支払わなければならない。
 4. 被告林松慶及び被告涂志傑は連帯で原告に 8,000,000 元、及び民事被告追加状副本送達の日から弁済日まで、年利 5%で計算した利息を支払わなければならない。

5. 原告は、現金又は同額面の兆豊國際商業銀行南港支店無記名讓渡可能定期預金証を担保として供託し、仮執行宣告の許可を請求する。
附表一番号3「声明」欄のとおり。

二、被告の主張：

- (一) 原告と被告林松慶、涂志傑との競業禁止条項は全て無効のはずであり、双方間の雇用契約は2015年12月16日の労基法第9条の1新設後に「解約」しているので、労基法第9条の1規定の適用がある。もし雇用双方が退職後の競業禁止条項締結時に競業禁止補償金を約定していない場合、当該競業禁止は無効であり、事後に使用者が自ら補償金を労働者口座に振り込んだり、又は自ら預け入れたりする等の任意性給付行為は即ち瑕疵の補正である。本件原告と被告林松慶が締結した雇用契約第9.1(a)条競業禁止条項は合理的な補償を約定していないので、上記条項は労基法第9条の1第1項第4号に違反して無効であり、民法第247条の1第3号の他方に権利を放棄させる、又は他方の権利行使を制限する事情を構成し、明らかに公平性を欠くので無効である。
- (二) 声明：1.原告の請求を棄却する。2.もし不利益な判決を受けた場合、被告は担保供託による仮執行免除を請求する。

三 判決理由の要約

一、本裁判所判断：

- (一) 労基法の第9条の1新設前における過去の実務事例によれば(例えば、台湾高等裁判所101年度劳上字第14号判決、同裁判所101年度劳上字第45号判決、同裁判所95年度劳上字第32号判決参照)、競業禁止約定の一般的合理性審査基準は次のとおりである。一、使用者に競業禁止特約に基づき保護を受けるべき正当な利益がなければならず、例えば使用者の固有知識又は営業秘密である。二、被用者の前使用者の所での職務及び地位が、例えば主要な営業幹部、低職務技能に該当せずに上記の正当な利益を知ることができる。例えば特別な技能、技術がなく、なお且つ職位が低く、企業の主要な営業幹部ではなく、弱い立場の労働者であって、たとえ退職後に同様又は類似業務の企業に就職しても、元の使用者の営業の妨げになる可能性がない場合、競業禁止約定は労働者の転職の自由を拘束するものと認めるべきであり、公序良俗に反するので無効である。三、被用者の転職の対象、期間、地域、業務活動の範囲の制限は、合理的な範疇を越えないものでなければならない。四、労働者の競業禁止による損害を補填する代償措置が存在しなければならず、被用者の生活に困難をきたさないようにする等の各項要素が、2015年12月16日新設の労基法第9条の1所定の次の規定と相応のものでなければならない。即ち「次に掲げる規定のいずれかに該当しないとき、使用者は、労働者と離職後の競業禁止を約定してはならない。一、使用者に保護を受けるべき正当な営業利益があるとき。二、労働者が担当する役職または職務で、使用者の営業秘密に接触または使用できるとき。三、競業禁止期間、地域、労働活動の範囲及び就業対象が合理的範囲を超え

ないとき。四、使用者が、労働者が競業行為に従事しないために受ける損失を合理的に補償したとき。前項第 4 号でいう合理的な補償には、労働者が労働期間中に受け取った賃金は含まれない。第 1 項各号規定のいずれかに違反したとき、その約定は無効となる。」よって、確かに新設の規定を遡及適用することはできないが、司法実務では上記判決先例の見解を参酌して、上記 4 要件をもって林松慶の雇用契約に所定の退職後の競業禁止条項が合理的であるかを法理判断することができるので、当然当該条項が労基法第 9 条の 1 第 1 項規定の新設前に「締結」されたものであるから、その適用すべき事理及び規範が異なるというものではない。

- (二) 「当事者の一方が同類の契約の条項に用いることを予定して定めた契約が、左列各号の約定である場合に、その情状が明らかに公平性を欠くものであるなら、当該部分の約定は無効である。一、予定契約条項の当事者の責任を免除又は軽減するもの。二、他方当事者の責任を加重するもの。三、他方当事者に権利を放棄させる、又はその権利行使を制限するもの。四、その他他方当事者にとって重大な不利益があるもの。」と民法第 247 条の 1 にも規定されている。労基法第 9 の 1 条の新設前に、もし競業禁止条項に上記の合理的要件がなく、なお且つ使用者が一方的に同類契約の条項に用いる予定で定めた契約は、当該条項が被用者に権利放棄させる、又はその権利行使を制限するものなので明らかに公平性を欠く情状があると認めるべきである。調べたところ、林松慶の雇用契約第 9.1(a)条は原告が一方的に定めたものであり、条項には被用者への補償措置約定が一切なかったため、確かに公平性を欠くものであり、民法第 247 条の 1 第 3 号規定に基づき、無効である。
- (三) 確かに原告は、上記条項に補償金の約定がなくとも、その後に双方で補償金の約定を締結し、自ら新北地方裁判所の供託所に補償金 2,850,205 元を供託して補償した等と述べ、更には原告が提出した被告との対話記録内容からわかるとおり、原告は被告との契約解約後、確かに被告と退職後の競業禁止補償金について話し合う意思があったものの、被告が当時同意しなかったため、原告は双方に一切約定がない状況下で、自ら新北地方裁判所供託所に被告の補償のために供託したと述べた。しかし、これが双方間の競業禁止約定に基づく給付だとは認めがたく、よって被告に受領する義務はない。ましてやその無効は最初から最後まで無効であり、原告による事後の一方的且つ自発的な供託行為により、上述の無効な競業禁止条項を有効化して、これに基づき他方当事者を拘束することはできない。
- (四) 以上に基づけば、被告林松慶の雇用契約第 9.1(a)条は無効であり、湛積公司与原告間における競争関係の有無を問わず、原告がこの条項に基づいて、2021 年 6 月 1 日まで直接又は間接的な湛積公司への就職又は役務提供、又は何らかの方法による従事、経営又は原告と競争する役務又は協力の提供をしてはならないと被告林松慶に命令するよう請求することはできない。

- (五) 原告は被告林松慶、涂志傑に原告社員の退職を教唆又は誘引してはならないと請求したが、それならば当然被告 2 名が林松慶雇用契約第 9.1(c)条、涂志傑雇用契約第 7.1(c)条に違反した行為の事実について挙証責任を負わなければならない。しかし原告が提出した退職願によれば、同人等が記載した退職理由は、自宅休養、身体休養のため、個人のワークライフプラン、工業自動化/IOT 関連産業の業務内容を希望する、家庭の事情、健康事情及び個人のワークライフプラン、実家手伝い、通勤距離が遠すぎる、家族の世話、個人の都合、個人生活テンポの修正及び生活就業関係の見直し、南部への帰郷、健康問題等であり、彼らの退職と被告 2 名になんらかの関連があるとは認めがたい。上記退職願と原告の証人による証言等ではいずれも原告の元社員の退職が被告 2 名の教唆によるものだと証明することができず、なお且つ原告は今まで被告 2 名がいったいどのような方法で原告のどの社員に退職を教唆したのか、又はどのように当該社員と原告間の正当な職務行為を破壊して彼らに原告会社を自発的に退職させたのかについて具体的に説明できていないので、上述の社員が次々に退職して湛積会社に就職したという事実をもって、彼らの退職が被告 2 名からの不適切な教唆によるものだったと推論することは困難である。以上により、被告 2 名には林松慶雇用契約第 9.1(c)条、涂志傑雇用契約第 7.1(c)条に違反した行為があった等の原告の主張は、採用できない。
- (六) 以上に基つけば、被告林松慶が雇用契約第 9.1(a)(c)条項所定義務に違反したり、又は民法第 184 条第 1 項所定の故意又は過失により不法に他人の権利を侵害したり、又は故意に公序良俗に反する方法で他人に損害を与えた事情があったと認めることは困難であり、原告が被告に 2,000,000 元の損害賠償を求めたことも、認めることができない。さらには、被告がその後新北地方裁判所供託所に当該供託金の受取りを申請したと十分証明できる証拠も一切ないので、被告が原告からの金銭給付の利益を受けたと認定することはいっそう困難である。従って、原告が民法第 179 条規定に基づき被告に不当利得 2,000,000 元の支払いを請求したことには、根拠がない。
- (七) 被告涂志傑の名刺には「共同創立者及び運営長」という役職名の記載があるが、名刺に記載の内容は被告涂志傑が原告に在職していた期間に被告林松慶と共同で湛積会社の創立及経営に従事していた、又はその他原告と競争する行為があったことを証明するには不十分である。即ち原告がこの名刺をもって、被告涂志傑に在職期間において既に雇用契約第 7.1(a)条の在職期間競業禁止条項違反の行為があったと主張し、雇用契約第 8 条条項に基づき被告 2 名に連帯で 8,000,000 元賠償するよう請求したことには、理由がない。また原告は、その他被告 2 名が民法第 184 条第 1 項所定の故意又は過失により不法に他人の権利を侵害した、又は故意に公序良俗に反する方法で他人に損害を与えた事情の証拠を提出して証明しておらず、原告が民法第 184 条第 1 項、第 185 条規定

に基づき被告2名に連帯で8,000,000元賠償するよう請求したことは、同じく理由がない。

二、結論：

上述をまとめると、本件原告の全ての請求には一切理由がない。原告の訴えが棄却する以上、その仮執行の申立ても依拠を欠くので、併せて棄却しなければならない。双方のその他の攻撃又は防御方法及び提出した証拠については、全て本判決の結果に影響しないので、逐一論ずることはしない。

2021年1月7日

労働法廷裁判官 李桂英

書記官 郭書好



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2021 TIPLo, All Rights Reserved.